

# JJ-Link利用規約

2024年9月6日制定  
2026年5月28日改正  
(2026年8月31日適用)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」といいます。）は、次条に定めるJJ-Linkについて、本JJ-Link利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）と共同でこれを提供します。JJ-Linkは2段階での提供を前提として開始されたサービスですが、本規約では第2段階である先物取引と現物取引の連携サービスについてのみ定めるものとします。本規約において特段の記載がない場合、JJ-Linkとは第2段階である先物取引と現物取引の連携サービスを指すものとします。なお、第2段階への移行に伴い、第1段階のサービス（TOCOMのエネルギー市場の電力における建玉とJEPXの翌日取引における約定結果を照合するサービス）は終了します。

2 JJ-Linkの利用者は、本規約及びTOCOMが定める実施要領に従ってJJ-Linkを利用するものとします。

### (定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下のとおりです。

- 「委託者」とは、JEPXの電力の取引会員であって、TOCOMのエネルギー市場において受託取引参加者への委託により電力先物取引を行う者をいいます。（TOCOMのエネルギー市場（電力）の市場取引参加者が受託取引参加者への委託により電力先物取引を行う場合を含む）
- 「JJ-Link」とは、TOCOMが、TOCOMのエネルギー市場の電力における委託者の建玉のうち、JJ-Linkの申告対象となった建玉に相当する電力量その他、JEPXの翌日取引を行うために必要な情報をJEPXに連携するサービスをいいます。

### (JJ-Linkの利用者)

第3条 JJ-Linkは次の各号に掲げる者のうち、本規約に同意した者に対して提供するものとします。

- 委託者
- 受託取引参加者（第11条に定める委託者の申告データの提出及び第13条に定める委託者への入札データの提供を行う場合に限る。）

## 第2章 利用申込み等

### (利用申込み)

第4条 JJ-Linkの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、所定の「利用申込書」に必要事項を記入し、TOCOMに提出することにより、利用の申込みを行うものとし、利用希望者は、本規約の内容を承諾したうえで利用申込書を提出するものとします。なお、委託者が利用を希望する場合には、受託取引参加者を通じて利用の申込みを行うものとします。

- 2 前項の規定による申込みに対して、TOCOMが承諾する場合には、TOCOMは当該利用希望者にその旨通知します。
- 3 利用希望者が次のいずれかに該当するとTOCOMが認める場合には、TOCOMは、第1項の申込みを承諾しないことがあり、利用希望者はあらかじめこれを了承するものとします。
  - (1) 前条第1項各号のいずれにも該当しない場合
  - (2) 第1項の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
  - (3) 利用希望者がJJ-Linkの利用に係る義務を怠るおそれがある場合
  - (4) 委託者である利用希望者がJEPXの翌日取引における取引を行っておらず、行う見込みもない場合
  - (5) JEPX又はTOCOMとの間の他の契約に違反し、又は違反するおそれがある場合
  - (6) JEPX又はTOCOMの業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (7) その他TOCOMが利用希望者の利用を適当でないと合理的に判断した場合
- 4 提出した利用申込書の内容に変更が生じた場合には、JJ-Linkの利用者は直ちに所定の「変更届」をTOCOMに提出するものとします。

## 第3章 JJ-Linkに係る権利・義務

### (使用権等)

- 第5条 JEPX及びTOCOMは、JJ-Linkの利用者に対し、JJ-Linkを利用できる非独占的な利用権を許諾するものとします。
- 2 JJ-Linkの利用者はJJ-Linkを利用するにあたり、JEPXの取引規程及びTOCOMの業務規程等の諸規程やJJ-Linkの利用に関してJEPX及びTOCOMが通知した文書等を遵守するものとします。

### (知的財産権)

第6条

JJ-Linkに関して提供されるプログラム、システム、仕様書、マニュアル、画面表示その他一切の情報及び成果物に関する著作権その他の知的財産権は、別途合意のない限り、すべてTOCOMに帰属するものとします。

- 2 JJ-Linkの利用者は、本規約に基づくJJ-Linkの利用目的の範囲内においてのみ、これらを利用することができるものとします。

(JJ-Linkの利用に必要な設備等の準備)

第7条 JJ-Linkの利用者は、JJ-Linkを利用するにあたり必要な設備等は、自らの負担で準備するものとします。

(禁止事項)

第8条 JJ-Linkの利用者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 先物取引の建玉について、JEPXの翌日取引への入札の意図がないにもかかわらずJJ-Linkの利用に係る申告を行う行為
  - (2) JJ-Linkの利用権を第三者に譲渡又は貸与する行為
  - (3) 他者になりすましてJJ-Linkを利用する行為
  - (4) JEPX若しくはTOCOM又は第三者の権利・利益を侵害・毀損する行為又はそのおそれがある行為
  - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
  - (6) 本規約に違反する行為
  - (7) 前各号に定めるほか、JEPX又はTOCOMが不相当と認める行為
- 2 前項各号に該当しJJ-Linkの運営に支障をきたすとTOCOM判断した場合には、TOCOMは、当該利用者に対し必要な措置を講ずることができるものとします。

## 第4章 JJ-Linkの概要

(JJ-Linkの概要)

第9条 TOCOMは、委託者からの申告に基づき、TOCOMのエネルギー市場の電力における当該委託者の建玉のうち当該申告の対象となった建玉に相当する電力量その他JEPXの翌日取引を行うために必要な情報をJEPXに連携します。

(申告データの作成等)

第10条 委託者は次の各号の規定に基づきJJ-Linkの利用に係る申告データを作成するものとします。

- (1) JJ-Linkの対象となるTOCOMのエネルギー市場の電力における商品は以下とします。

月間物取引		年度物取引	
東エリア・ ベースロード電力	東エリア・ 日中ロード電力	東エリア・ 年度ベースロード電力	東エリア・ 年度日中ロード電力
西エリア・ ベースロード電力	西エリア・ 日中ロード電力	西エリア・ 年度ベースロード電力	西エリア・ 年度日中ロード電力
中部エリア・ ベースロード電力	中部エリア・ 日中ロード電力	中部エリア・ 年度ベースロード電力	中部エリア・ 年度日中ロード電力

(2) 委託者は、商品、限月、数量（枚数）及びその他必要事項を含む申告データを提出します。年度物取引は、カスケーディングによって置き換えられる12か月分の月間物取引の各限月として申告を行います。置き換えられる商品の組合せは以下とします。

- 東エリア・年度ベースロード電力 →東エリア・ベースロード電力
- 東エリア・年度日中ロード電力 →東エリア・日中ロード電力
- 西エリア・年度ベースロード電力 →西エリア・ベースロード電力
- 西エリア・年度日中ロード電力 →西エリア・日中ロード電力
- 中部エリア・年度ベースロード電力 →中部エリア・ベースロード電力
- 中部エリア・年度日中ロード電力 →中部エリア・日中ロード電力

(3) JJ-Linkの対象となるJEPX翌日市場の入札エリアは以下とします。

- 北海道            ● 東北            ● 東京
- 中部            ● 北陸            ● 関西
- 中国            ● 四国            ● 九州

(4) 申告データは、第1号から第3号に定める事項、その他必要な事項を含めTOCOMが定める実施要領に基づき作成するものとします。

(申告データの提出等)

第11条 委託者は原則として受託取引参加者を經由して申告データの提出を行うこととしますが、TOCOMが認めた場合は、委託者が直接TOCOMに申告データを提出することができるものとします。申告データの提出は次の各号に従い行うものとします。

(1) 委託者が受託取引参加者を經由して申告データの提出を行う場合

- 委託者は受託取引参加者の指定する方法により受託取引参加者に申告データを提出します。
- 受託取引参加者は、委託者から当該データの提出を受けた後、委託者に対し、これを受領した旨の連絡を行います。また、受託取引参加者は、委託者から提出された申告データについて、TOCOMが指定する方法で速やかにTOCOMに提出するものとします。
- TOCOMは受託取引参加者からJJ-Linkの利用に係る申告データが提出された場合

は、受託取引参加者に対し、当該データの受理又は不受理の結果を通知します。

(2) 委託者が直接TOCOMに申告データの提出を行う場合

- 申告データの提出にあたっては、TOCOMが指定する書類の授受等のサービスを利用することとし、当該サービスの利用規程に従うこととします（第13条（2）において同じ。）。
- 委託者はTOCOMの指定する方法により申告データを提出するものとします。TOCOMは委託者に対し当該データの受理又は不受理の結果を通知します。

(JJ-Linkの利用に係る申告期限)

第12条 JJ-Linkの利用に係る申告は、申告対象となる先物取引の取引最終日の属する月の前月10日（休業日にあたる場合は順次繰り上げる。）を期限とし、期限までは訂正を可能とします。TOCOMは期限を過ぎた申告は受け付けません。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度物取引が申告対象となる場合の取引最終日は、カスケーディング前は取引対象年度の前年度の3月末日から3営業日前の日を申告期限とし、カスケーディング後はカスケーディングによって置き換えられる12か月分の月間物取引につきそれぞれの取引最終日の属する月の前月10日をそれぞれの申告期限とします。

(JJ-Linkの利用に係る入札データの確認等)

第13条 TOCOMは、委託者のJJ-Linkの利用に係る申告内容と当該委託者がTOCOMの先物取引で保有する建玉の照合を行い、申告の枚数が建玉数以下である場合は、当該申告内容に基づき申告内容をJEPXの翌日市場に入札するためのデータ（以下、入札データといいます。）に成型し委託者に提供します。TOCOMは原則として受託取引参加者を經由して委託者に入札データを提供しますが、TOCOMが認めた場合は、委託者に対し直接入札データを提供することができるものとします。入札データの提供は次の各号に従い行うものとします。

(1) TOCOMが受託取引参加者を經由して委託者に入札データの提供を行う場合

- 受託取引参加者はTOCOMから入札データを受領した場合、当該入札データを速やかに委託者に提供するものとします。
- 委託者は入札データを確認し、その結果を受託取引参加者経由でTOCOMに返送するものとします。

(2) TOCOMが直接委託者に入札データの提供を行う場合

- 委託者は、入札データを確認し、その結果を直接TOCOMに返送するものとします。

- 2 入札データの内容（入札エリア、入札数量等）は、委託者の確認をもって確定するものとします。委託者の確認に基づき行われた入札及びその結果については、TOCOMは、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

(JJ-Linkの利用に係る入札データの確認期限)

第14条 前条第1項第1号及び第2号の返送は、申告対象となる先物取引の取引最終日の属する月の前月20日（休業日にあたる場合は順次繰り上げる。）を期限とします。期限を過ぎた場合、TOCOMからJEPXへの入札データの連携は行いません。

（JJ-Linkの利用に係るJEPXの翌日市場への入札データの連携）

第15条 TOCOMは第13条第1項第1号又は第2号において委託者が確認したJEPXの翌日市場への入札データをJEPXに連携します。この結果、JEPXの翌日市場において当該委託者名義で入札データに基づく入札がなされます。入札に際して委託者は入札価格を指定できず「成行」で入札されます。

- 2 JJ-Link経由でJEPXの翌日市場に入札された情報の確認は、委託者が自ら行います。JEPX及びTOCOMは入札の状況を確認しません。
- 3 委託者は、JJ-Link経由の入札がJEPX会員が成行で行った入札と同様に扱われること、及び市況等により約定しない場合があることを理解し、これを承諾するものとします。
- 4 委託者が、JEPXにおいて取引を制限されている場合は、当該委託者のJJ-Link経由の入札も受け付けられません。

（JJ-Linkの利用に係るJEPXの翌日市場での約定結果の確認）

第16条 JJ-Link経由でJEPXの翌日市場に入札された取引の約定結果の確認は、委託者が自ら行います。JEPX及びTOCOMは約定結果を確認しません。

（データの利用）

第17条 JEPX及びTOCOMは、JJ-Link上のデータ（申告データ、入札データその他JJ-Linkの利用に関連する一切のデータを含みます。）について、適切なJJ-Linkサービスの提供を確保する目的にのみ利用するものとします。

## 第5章 サービスの停止等

（サービスの停止、中断、変更、終了）

第18条 TOCOMは、以下の各号のいずれかに該当する場合には、JJ-Linkの利用者に実務上可能な範囲で事前に通知した上で、JJ-Linkの利用の一部又は全部を停止し、又は一時的に中断することができるものとします。

- （1） TOCOMにおいてJJ-Linkに関連する設備、機器等の保守点検が必要なとき
- （2） 火災、停電によりJJ-Linkを提供できないとき
- （3） 天災地変（地震・洪水・津波・感染症の拡大等）によりJJ-Linkを提供できないとき
- （4） 人為的災害（戦争・動乱・騒乱等）その他不測の事態によりJJ-Linkを提供できないとき

(5) その他TOCOMが必要と判断したとき

- 2 TOCOMが必要と判断した場合は、変更の1か月前までにJJ-Linkの利用者に対し通知した上で、JJ-Linkの内容を変更できるものとします。
- 3 TOCOMは、JJ-Linkの提供を終了する場合、終了日の3か月前までに、JJ-Linkの利用者に書面又は電磁的方法により通知します。JJ-Linkの提供を終了した場合、当該終了の時点をもって、すべてのJJ-Linkの利用者との間の本規約は自動的に終了するものとします。

## 第6章 本規約の解除等

(本規約の解除等)

- 第19条 JEPX及びTOCOMは、JJ-Linkの利用者が違反行為（JJ-Linkを本来の目的のために利用しないこと又は本規約（JJ-Linkの利用に関する各種のドキュメントを含みます。）、JEPXの取引規程及びTOCOMの業務規程等の諸規程に定める内容に違反する等不適切な行為を行うことをいいます。以下同じ。）を行った場合には、当該JJ-Linkの利用者に対し、当該違反行為の是正を要求するとともに、当該JJ-Linkの利用者の利用を一時的に制限するなどの対応を行うことができるものとします。合理的な期間内に当該違反行為の是正が行われない場合は、JEPX及びTOCOMは、当該JJ-Linkの利用者の利用を解除することができます。
- 2 JJ-Linkの利用者は、JJ-Linkの利用を終了する場合は、TOCOMにその旨の連絡を行うこととします。

## 第7章 利用料

(利用料等)

- 第20条 JJ-Linkの利用料（JJ-Link利用の前提となるTOCOMでの先物取引及びJJ-Linkを利用し入札が行われた場合のJEPXの翌日市場で成立した取引に係る手数料及び費用等は含まない）は当面無料とします。利用料を有料化する際は、その3か月前までに本条を改定のうえ、利用者に通知するものとします。

## 第8章 雑則

(個人情報の取扱い)

- 第21条 TOCOMは、JJ-Linkの利用申込みの際に提供された氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報について、以下の目的で使用します。

- (1) JJ-Linkの利用の申込みの確認及びサービスの提供
- (2) JJ-Linkに関連した情報の案内又は調査
- 2 TOCOMは、JJ-Linkの利用申込みを行った者から受け取った個人情報について、「個人情報の取扱いについて」  
( <https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/personal-information/index.html> ) 及び「プライバシーポリシー」  
( <https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/privacy-policy/> ) にしたがって取り扱い、利用目的の範囲を超えて使用したり、法令に基づく場合などを除いて、本人の同意を得ることなく第三者（この項においてはサービスを共同で提供するJEPXを含みます）に開示、提供しません。
- 3 JJ-Linkの利用申込みを行った者は、TOCOMの「個人情報の取扱い」及び「プライバシーポリシー」に同意したものとみなします。

(秘密事項)

第22条 JEPX及びTOCOMは、JJ-Linkの提供に際し知り得たJJ-Link利用者の業務上の秘密を、JJ-Linkの運営及び業務の遂行以外の目的で利用せず、第三者（JEPX、TOCOM及びその関係会社並びにそれらの役職員並びにJJ-Linkのシステムの維持・保守業務、運用業務、運用サポート業務その他JJ-Linkの提供に関する業務の委託先の業務従事者に対して、当該目的のために必要な範囲で開示する場合で、かつ、当該第三者において秘密保持義務違反があった場合にはTOCOMによる義務の違反としてJJ-Linkの利用者に対して直接責任を負うこととされる場合を除きます。）に漏らすことはしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するとJEPX又はTOCOMが判断した場合には、この限りではありません。

- (1) 法律により、開示義務が課せられた場合
- (2) 本規約に違反する行為を防止するために、JEPX又はTOCOMが必要であると判断した場合
- (3) JEPX、TOCOM又は他のJJ-Linkの利用者の重要な権利又は財産の保護のためにJEPX又はTOCOMが必要不可欠であると判断した場合
- (4) その他JEPX又はTOCOMがJJ-Linkの提供のために必要不可欠であると判断した場合

(反社会的勢力との関係排除)

第23条 本規約において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）

- (4) 総会屋
  - (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
  - (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
  - (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者
- 2 JJ-Linkの利用者について、次の各号に掲げる者が反社会的勢力である場合、JJ-Linkの利用は認められません。なお、利用希望者がJJ-Linkの利用申込みを行った場合、これに該当しないことを確認したうえで本条に定める内容に同意したものとみなします。
- (1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限ります。）、役員及び使用人
  - (2) 相手方との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体
- 3 JJ-Linkの利用者は、TOCOMが前項に関する調査を行う場合にはこれに協力するものとします。

#### (免責事項)

- 第24条 JEPX及びTOCOMは、JEPX及びTOCOMによる故意又は重過失の介在しないJJ-Linkに関連するサーバ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、業務の状況その他の理由によりJJ-Linkに不具合等が発生し、JJ-Linkの利用者がJJ-Linkを利用できなかった場合であっても、これにより発生したいかなる費用又は損害等について一切の責任を負わないものとします。
- 2 JEPX及びTOCOMは、JEPX及びTOCOMによる故意又は重過失が介在した場合を除き、JJ-Linkの利用者がJJ-Linkを利用したことにより発生したいかなる費用又は損害等について一切の責任を負わないものとします。
- 3 第18条第1項から第3項までの規程により、JEPX及びTOCOMがJJ-Linkの利用の一部又は全部を停止し、一時的に中断し、内容を変更し、又は提供を終了する場合、これによりJJ-Linkの利用者に費用又は損害等が発生した場合であっても、JEPX及びTOCOMは、一切の責任を負わないものとします。

#### (準拠法、合意管轄)

- 第25条 利用規約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈されるものとします。また、JJ-Linkの利用者とJEPX又はTOCOMとの間にJJ-Linkの利用について生じた一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (利用規約の改定)

- 第26条 TOCOMは、利用規約を改定する場合、改定日の1か月前までに、JJ-Link利用者に書

面又は電磁的方法により通知します。ただし、軽微な改定については予告なく改定する場合があります。その場合には事後的に改定内容をJJ-Link利用者に書面又は電磁的方法により通知します。

(協議事項)

第27条 JJ-Linkの運営・利用に関して利用規約が定めていない事項又は疑義が生じた場合は、当事者は信義誠実の原則に従い協議するものとします。

年 月 日

株式会社東京商品取引所 御中

### JJ-Link利用申込書

当社は、2026年8月31日から適用されるJJ-Link利用規約の内容を確認し、これに同意したうえで、JJ-Linkを利用したく申し込みます。

#### 申込者

会社名	
役職	
代表者名	印

#### JJ-Link に関する連絡先

担当者	部署
	氏名
	電話
	e-Mail

#### 申込者が利用規約における委託者の場合

JEPX 会員 ID				
BGコード (保有するコードのみ)	北海道		東北	
	東京		中部	
	北陸		関西	
	中国		四国	
	九州			

以上

#### 【本申込書の送付先】

株式会社東京商品取引所 総合業務室 市場企画担当（宛）

E-mail: tocom\_mp@jpx.co.jp